

# 【弁護士費用特約について】

弁護士 柳沢賢二

- 一、交通事故の被害にあってしまったときに、示談交渉や裁判をするにあたって、専門家である弁護士に依頼をしたいけど、弁護士費用がかからってしまうということで弁護士に依頼するか悩まれる場合があると思います。
- 二、通常、弁護士に事件を依頼するときは、被害者本人の負担で着手金、報酬等の費用負担の必要がでてきます（費用負担の金額は、事案によりケースバイケースですが、交通事故の場合も弁護士費用が賠償額の1～2割程度の負担がかかる場合が通常です）。

しかし、自動車保険の任意保険に加入している場合、任意保険のオプションとして弁護士費用担保特約（以下「弁護士費用特約」という。）という特約が利用できる場合があります。

この弁護士費用特約に加入していれば、弁護士費用について上限300万円の範囲内で特約でカバーされますので、通常の交通事故であれば自己負担なく弁護士に依頼することが可能です（死亡事故等や重篤な後遺症の事案で弁護士費用が300万円を超える例外的な場合は差額部分について負担が生じるケースもあります）。

弁護士費用特約については、契約者本人のみならず、同居の家族にも適用がありますので、家族が自動車を利用している場合は、家族の弁護士費用特約の加入の有無も約款で確認をとられて下さい。

以上のとおり、本人や同居の家族が任意保険のオプションで弁護士費用特約という特約に入っているれば、自己負担なしにプロである弁護士に交通事故の賠償金の示談交渉や裁判について対応をしてもらえることが可能になります。

- 三、では、何故、交通事故の場合に弁護士に依頼をしたらいいのでしょうか。

通常、交通事故の被害にあった場合、加害者が任意保険に加入している場合は、示談に際して損害保険会社の担当者から賠償金額が提示されます。しかし、損害保険会社が提示する賠償金額の提示は、裁判所が認定する基準（実務基準）を下回る金額でしか提示してこない場合が圧倒的に多いのです。示談成立前に、被害者が弁護士に依頼することで、弁護士による示談交渉や裁判等によって、裁判所が認定する基準（実務基準）まで引き上げた（増額）適正な補償額での解決が可能になります。

また、交通事故において加害者となった場合、その示談交渉を保険会社が代わりにやってくれることがありますが、ご自身が被害者となった場合、保険会社は示談交渉してくれません。保険会社が示談交渉するのは、あくまで相手方に賠償すべき交通事故の場合（＝保険会社に保険金の支払いが生じる場合）だけであり、請求は行わないのです。

例えば「信号停車中に後ろからぶつけられた」「駐車中に追突された」という「もらい事故」のように、自分に過失がないようなケース（自分の過失割合が0%で相手が100%）では、追突された被害者は自分の保険を使って示談交渉することができません。自動車保険は基本的に事故相手の賠償に備えるためのものなので、相手への賠償が発生しない10対0の事故では、使いたくても使うことができないからです。

ですから、このような場合は被害者本人が相手方の保険会社、加害者本人、または加害者代理人弁護士と交渉することになります。自分に過失がなくて相手が100%悪いのであれば、相手に損害賠償してもらえばそれで終わりではないかと考える人も多いと思われます。

しかし、交通事故は何かとトラブルが多く、相手が無保険運転者等で、示談交渉がうまく進まない場合も多々あります。

こういった時に、弁護士費用特約を利用すると、被害者に代わって、選任した弁護士が相手方と交渉することができます。この場合の費用を保険会社が出してくれます。

また、交通事故で、むち打ち症や高次脳障害などで後遺症が残ったとき、後遺症の認定手続きが必要になりますが、被害者本人の力だけでは、適正な後遺症の認定を獲得することは至難の業です。

後遺症認定についても、後遺症申請前に交通事故に精通した弁護士に依頼し、弁護士が主治医等と協議したうえで必要な専門検査を実施したり、妥当な後遺症診断書を作成することで、初めて適正な後遺症の認定を獲得して十分な損害賠償の金額を得ることができます。

ですから、交通事故の被害にあったときは、必ず弁護士費用特約の有無を任意保険の約款で確認し、弁護士費用特約に加入している場合は、迷わず弁護士に依頼をすることをお勧めします。

そして、どの弁護士に依頼するのかは契約者（被害者）の自由です。

よって、他人任せにせず、被害者本人が、交通事故の示談交渉・裁判等の経験や実績が豊富で、信頼できる弁護士を自らの目や耳で直接判断して選任することが、後日後悔のない弁護士選びになると思います。